

平成23年度  
エコタイヤ装着助成事業交付要綱

(事業趣旨)

第1条 社団法人奈良県トラック協会（以下「奈ト協」という。）は、燃費の向上によるCO<sub>2</sub>の削減及び3R（リデュース・リユース・リサイクル）等による環境対策の一環として、転がり抵抗を低減するエコタイヤ装着車両について装着費用の一部を助成し、もって地球環境保全・省資源化に取り組む。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるエコタイヤは、以下のものとする。

株式会社ブリヂストン	商品名	エコピア
ダンロップファルケンタイヤ株式会社	商品名	エコルト、エコラン
横浜ゴム株式会社	商品名	プロフォースエコ、ゼン ライトトラック
株式会社トーヨータイヤジャパン	商品名	ゼロシス
日本ミシュランタイヤ株式会社	商品名	エナジータイヤ グリーンタイヤ

- 2 上記と同程度の機能を有するタイヤについては、メーカー又は販売店より資料説明を求めた上、別途対象とすることが出来る。
- 3 エコタイヤを装着する車両は、奈ト協会員県内認可営業所所属の緑ナンバートラックでなくてはならない。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに導入したエコタイヤ1本あたり3,000円とする。また、1社あたりの助成本数と助成額は、10本3万円を上限とする。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 事業者は、エコタイヤを装着または購入し支払いが完了したときは、様式1の「エコタイヤ装着助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）にエコタイヤ販売取付け証明書を添付し、奈ト協に提出しなければならない。なお、提出にあたっては1回限りとし、分割提出は認めない。

(実績報告提出期限)

第5条 前条の実績報告書の提出期限を平成24年1月31日までとする。

(助成金の交付)

第6条 奈ト協は、第4条の「エコタイヤ装着助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認められたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第7条 事業者は、助成を受けたエコタイヤを装着・購入した日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、廃棄してはならない。但し、あらかじめ奈ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成の交付限度)

第8条 予算を消化次第、本助成金は終了する。

(報告)

第9条 奈ト協は本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求め、又は調査、指導を行うことができるものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、奈ト協が別にこれを定める。

平成22年7月23日規定